

静岡県内政改革研究会報告書

平成 15 年 11 月

静岡県内政改革研究会

要 旨

現在、国が進めている構造改革に対する地方の期待は、21世紀を見通した我が国の在り方を根本的に見直すことである。即ち、単に国から地方への権限・財源の移譲や特区制度等による規制緩和等に止まらず、行政、司法、立法の各分野にわたって、国、地方を通じて最適な内政の機能を再配置・再構築することである。

当研究会は、この問題を我が国の国、地方を通じた内政構造改革としてとらえ、静岡県の状態も踏まえながら、具体的に次の5つの提言を行うものである。

1 国の統治の在り方

国は、外交、防衛等の国際社会における国家の存立に係る事務や経済、金融等の全国的に統一して行われるべき諸活動に力を傾注する必要がある、地方に任せるべき権限を思い切って地方に移譲し、本来国が担うべき役割を果たすことに専念すべきである。

例えば、監視・監査機能の強化、防衛体制の整備、外交機能の強化などに取り組むとともに、徴税の一元化、国の地方支分部局の見直しなどを進める。

2 新型指定都市と広域連合

市町村合併後において、基礎的な地方公共団体における行政を自主的かつ総合的に行うため、指定都市については、法定の移管事務だけでなく、できる限り多くの県の事務を移譲する新しいタイプの指定都市(新型指定都市)を実現するとともに、新型指定都市以外の市町村の区域については、県も加わる「広域連合」を設置し、あたかも県内の全ての地域が指定都市で構成されるかのような県内構造を構築する。

3 政令県と道

人口、行財政基盤、自治能力が一定の程度を超えると判断される府県について、指定都市制度と同様に、国の一定の権限移譲を認める新たな制度として「政令県」制度の創設を提案する。

さらに、都道府県の再編の最終的な姿として、現在の国の出先機関の機能を吸収した新しい広域の地方公共団体「道」の制度を提案する。

4 大都市圏域

首都圏及び近畿圏については、人口や経済規模等の特殊性を考え、「道」と異なる取扱いとすることを検討すべきである。

5 行政経営の在り方

再編の結果、規模が拡大する地方公共団体においては、そのままでは必ずしも効率的な行政運営が行われないおそれがある。

そこで、行政の生産性の向上を図るため、我が国においても、内政制度改革に併せて、静岡県等が行っている新しい公共経営手法であるニュー・パブリック・マネジメント（NPM）を取り入れ、より効率的で質の高い行政を実現することが重要である。

県（広域的自治体）が果たすべき役割

- 県は、地域に関わる課題のうち基礎的自治体を超えるものを全て担う。
 - 県の機能として地方自治法に規定されている、広域、連絡調整、補完の3つに加え、現在の県が事実上担っている高度な専門的知識・技術を必要とする課題に対応する、いわゆる高度専門機能も果たしていく必要がある。
 - さらに、県には、市町村がその規模、能力等から容易に取り組むことのできない新しい政策課題に対し、試行的に施策を実施し、その成果やノウハウを市町村に伝え、新しい施策を一般化していく、先導的役割も期待される。
 - 行政分野別に県の果たすべき役割・機能について整理すると以下のとおり。
- ※なお、県境を超えた取組や国の地方支分部局が担っているものとの調整はしていない。

基盤整備

生活道路や都市公園等の住民に身近な生活環境に係る基盤整備については、市町村が中心となって進めていくこととなるが、市町村の区域を超えた広域的な視点が求められる基盤整備については、県が中心的な役割を果たしていくことが求められる。また、高規格幹線道路、新幹線等の国家的な基盤整備プロジェクトに対して、県が市町村等の意見をまとめ、国に対して働きかけていく必要がある。

- ・ 高速交通体系等の大型社会資本の整備
- ・ 高度情報・通信基盤の整備
- ・ 河川、海岸、山地等の県土保全整備
- ・ 県土全体の総合的な土地利用計画
- ・ 国家的プロジェクトに対する要望・調整

産 業

産業活動やその及ぼす影響は、一般的に市町村の区域を超えた広域的なものであること、また、今後の地域経済・地域産業の振興においては、研究開発等相当高度の専門性を必要とする部分が一層重要になると考えられること等から県が果たすべき役割が大きい分野である。

- ・高度専門的な試験研究機関等を活用した新産業・新事業の創出促進
- ・先端産業集積構想の推進
- ・国際的な視野に立った企業誘致
- ・新たな産業の育成・発展を担う人材育成
- ・県全体のイメージアップ戦略を伴う観光振興
- ・農産物の研究開発、静岡ブランド創出

環境

環境問題は、経済発展や大量消費スタイルの定着に伴い深刻化し、その対応が進んできた分野であり、対象が一般に市町村の区域を超えた広域性を有していることや、大気、水、土壌等の環境要素の状態を把握・測定するために高度な専門性を有すること等から、県が果たしていくべき役割が大きい。

- ・環境問題に対する情報提供、意識啓発、先導的取組
- ・広域的・総合的な環境管理
- ・環境水準の監視・調査、維持・改善
- ・環境に配慮した新エネルギー導入の検討

保健・医療・福祉

住民に対して人的・直接的なサービス提供を行うものが中心であることから、住民に最も身近な地方自治体である市町村の役割が大きい分野であるが、県としては広域的、専門的観点から、市町村が行うサービスを補完するとともに、市町村のサービス提供体制の確立とその質の維持・向上を図ることが主な果たすべき役割となる。

- ・専門的な母子保健、難病対策、精神保健、エイズ予防対策等
- ・周産期医療、がん治療等の高度医療サービスの提供
- ・ドクターヘリ、ドクターカー
- ・介護保険におけるサービス水準の維持・向上

地域振興

市町村を包括する広域的な地方自治体として、地域全体の将来ビジョンやその実現戦略を構想すること、また、県内における過疎地域等の市町村に対する支援を行うことも県が果たすべき役割となる。

- ・過疎地域、山村地域、半島地域等の活性化のための人的・財政的支援
- ・県全体のバランスのとれた地域振興の実現
- ・NPO等民間団体との協働による地域振興の推進

防災・危機管理・警察

市町村を包括する団体として、県は災害時において被災市町村に対する支援や広域的総合調整を担っていく必要があり、また、平常時から、災害に強い地域づくりや防災体制づくりを広域的・一体的に進めていくことが求められる。

危機管理の分野においては、SARSやO-157等の感染症対策など相当高度の専門的知識・技術を必要とするものについては、県が果たすべき役割が大きい。

地域の治安を維持し、住民の安全な生活を保障する地方警察も県が担っていく必要がある。

- ・治山・治水対策等災害に強い県土づくり
- ・情報ネットワークの構築等災害時迅速に機能する体制づくり
- ・原子力災害、テロ、感染症対策等大規模・特殊災害への対応
- ・警察（公共の安寧と秩序の維持）

文化・教育

高度な文化芸術を創造・鑑賞する場や文化芸術活動を活性化させる場として、音楽ホール・美術館等の大規模な文化施設を設置・運営し、それらを有効に活用しながら、各地域の特性を活かした文化芸術振興を図っていくことが県には求められる。

また、教育の分野では、高等学校、大学等高等教育の振興を図ることは、県の担うべき役割であり、併せて、広域的・一体的に行う必要がある小中学校・高等学校等の教員の人事管理等も県に期待される役割である。

- ・世界レベルの文化芸術の振興
- ・高等学校、大学、大学院等高等教育機関の充実
- ・先端研究機関の充実
- ・小中学校・高等学校等の教員の人事管理
- ・人づくりの推進

指定都市・中核市・特例市の処理する主な事務の比較

指定都市の処理する主な事務

- 民生行政に関する事務
 - ・児童相談所の設置
- 都市計画等に関する事務
 - ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
 - ・市街地開発事業に関する都市計画決定
- 土木行政に関する事務
 - ・市内の指定区間外の国道の管理
 - ・市内の県道の管理
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の任免、給与の決定

中核市の処理する主な事務

- 民生行政に関する事務
 - ・身体障害者手帳の交付
 - ・母子相談員の設置
 - ・母子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ・養護老人ホームの設置認可・監督
- 保健所の設置（保健所設置市が行う事務）
 - ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
 - ・飲食店営業等の許可
 - ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
 - ・浄化槽設置等の届出
 - ・温泉の供用許可
- 都市計画等に関する事務
 - ・屋外広告物の条例による設置制限
- 環境保全行政に関する事務
 - ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出
- 文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の研修

特例市の処理する主な事務

- 都市計画等に関する事務
 - ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
 - ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
 - ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・土地区画整理組合の設立の許可
 - ・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
 - ・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可
 - ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
- 環境保全行政に関する事務
 - ・騒音を規制する地域、規制基準の指定
 - ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
 - ・振動を規制する地域の指定
- その他
 - ・計量法に基づく勧告、定期検査

出先機関の主要事務一覧

(「静岡県行政組織規則」による)

1 県行政センターの主要事務

- 管内市町村との行政連絡並びに地域における行政情報の収集及び提供に関すること
- 地域の振興に関すること
- 消費者行政に関すること
- 県民相談に関すること
- 旅券の発給に関すること 等

2 健康福祉センター（保健所含む）の主要事務

- 生活保護法等に定める援護等の措置に関すること（市の区域を除く）
- 児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関すること
- 地域の医療計画、福祉計画の調整実施に関すること
- 栄養の改善及び食品衛生に関すること
- 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他環境の衛生に関すること 等

3 農林事務所の主要事務

- 農林業の振興に関すること
- 農畜産物の生産及び流通指導に関すること
- 土地改良区等の指揮監督に関すること
- 治山事業に関すること
- 林道事業に関すること 等

4 土木事務所の主要事務

- 道路、橋梁、河川、ダム、港湾、漁港（県管理のもの）、海岸、砂防、都市計画施設、住宅及び営繕等に係る工事の設計（営繕に係る耐震補強工事の設計を除く。）、施工、監督及び検査に関すること
- 道路、橋梁、河川、ダム、港湾、漁港（県管理のもの）、海岸、砂防指定地、都市計画施設及び県営住宅並びに国有及び県有土地の管理に関すること
- 公共用地の取得に関すること
- 都市計画行政に関すること
- 宅地造成等規制に関すること 等

広域連合に移譲可能な事務の例

県から

事務分野	具体的内容	備考
県道の管理	県道の維持、管理、修繕及び新設、改築等	指定都市は法令上自ら処理。
健康福祉センターの機能 (保健、福祉関係事務)	①保健所機能 (保健衛生関係事務) 保健指導、食品衛生、薬事規制・指導、旅館、ホテル業の指導・監督、動物の愛護・管理に係る規制等	指定都市、中核市は保健所設置が必須。
	②旧民生事務所機能 (福祉関係事務) 児童福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉等の事務のうち、既に市町村に移譲されているもの以外のもの	指定都市、中核市には児童福祉施設、母子寡婦助成、身体障害者手帳、老人ホーム等関係の多くの事務が法令上移譲。
環境保全関係事務(公害対策)	県生活環境保全条例に規定する事務 大気、水質、騒音、振動の各種規制法令に係る事務等	指定都市、中核市には大気、水質、騒音、振動関係事務が法令上移譲。

市町村から

事務分野	具体的内容	備考
市町村道の管理	市町村道の維持、管理、修繕及び新設、改築等	
介護保険関係事務	認定審査から保険料徴収及び在宅介護サービス提供までの事務	認定審査には他県で広域連合での対応事例あり。窓口業務について配慮が必要。
その他広域的見地から共同処理が合理的である事務事業	消防、ごみ処理、公共施設管理、学校給食など(現在一部事務組合で対応している機能)	一部事務組合から可能な限り広域連合に移管。